

融資あっせん事業

融資あっせん事業

共済会では中央労働金庫(労金)の会員になっていますので共済会の皆様は労金の各種ローンをご利用できます。この際の融資は全て社会法人日本労働者信用基金協会(日信協)の保証を受けて行ないます。

労金融資制度

- ・マイカーの購入 → カーライフローン
- ・子供の教育資金 → 教育ローン
- ・レジャー・物品購入他
生活に必要とする資金 → フリーローン・自治体提携ローン
- ・マイホーム新築・購入
リフォーム・土地購入に → 金利選択型住宅ローン

対象

- ・同一事業所の1年以上勤務し、前年年収150万円以上で共済会入会后1ヶ月以上経過した会員の必要とする資金とします。尚、事業資金は対象外です。

借入手続

- ① 融資を希望する会員はまず労金に相談し、「確認書」とその他必要書類を受け取って下さい。
- ② 「確認書」に共済会で会員である証明を受け、その他必要書類とそろえて労金に提出して下さい。
- ③ 労金は内容を審査するとともに日信協に融資保証の申請を行います。
- ④ 労金は日信協の保証決定を受け、融資を決定すると会員及び共済会に通知し貸付を実行いたします。

※ 労金に相談する際は、共済会会員証を持参下さい。また電話にてご相談の場合は共済会の会員である旨をお伝え下さい。

融資のご相談は・・・ 中央労働金庫富士吉田支店
富士吉田市上吉田965 TEL (22)5262

生活資金信用保証料補助事業

会員の皆様が労金の生活資金を借り入れた場合、日信協に支払う保証料の一部を補助します。

補助対象となる生活資金の範囲

- ・ 出産資金 … 会員又は会員の配偶者の出産に必要な資金
- ・ 教育資金 … 会員又は会員の子供の教育に必要な資金
- ・ 結婚資金 … 会員又は会員の子供の結婚に必要な資金
- ・ 医療資金 … 会員又は会員と同居し、生計を共にする家族の医療に必要な資金
- ・ 葬儀資金 … 会員又は会員と同居し、生計を共にする家族の葬儀に必要な資金
- ・ 自動車購入資金 … 会員又はその家族の自動車購入に必要な資金

補助額

日信協に支払った信用保証料の額の1/2(ただし上限10,000円とする)

- ① 融資あっせん事業借入手続の①において「確認書」とともに「生活資金信用保証料補助金交付申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、借入手続書類と共に労金へ提出して下さい。
- ② 労金は貸付実行後、申請書を共済会に送付します。
- ③ 共済会は補助金の交付が決定したら申請者に通知すると共に、申請者が指定した口座へ補助金を振込致します。

富士吉田市勤労者共済会融資あっせん事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は富士吉田市勤労者共済会規約第25条の規程に基づき、規約第4条第2号に規程する融資あっせん事業と生活資金信用保証料補助事業について必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせん金融機関)

第2条 会員の生活の安定を図るため資金の融資を取り扱う金融機関は、中央労働金庫(以下「労金」とする)とする。

(融資の種別等)

第3条 融資の種別、用途、融資限度額及び償還期間は労金の定めるものとする。

(融資あっせんの方法)

第4条 融資を受けようとする会員は、労金の指定する会員の確認事項を記載した確認書に会長の証明を受けなければならない。
2 会長の証明は会員の資格が1ヶ月以上の会員で、かつ当該事業所に1年以上勤務している者について行なうものとする。

(信用保証料の補助)

第5条 共済会は会員が次に挙げる生活資金の融資を受けるために社団法人日本労働者信用基金協会(以下「日信協」とする)の信用保証を受けることに伴う信用保証料を予算の範囲内で補助する

- ・ 出産資金 … 会員又は会員の配偶者の出産に必要な資金
- ・ 教育資金 … 会員又は会員の子供の教育に必要な資金
- ・ 結婚資金 … 会員又は会員の子供の結婚に必要な資金
- ・ 医療資金 … 会員又は会員と同居し、生計を共にする家族の医療に必要な資金
- ・ 葬儀資金 … 会員又は会員と同居し、生計を共にする家族の葬儀に必要な資金
- ・ 自動車購入資金 … 会員又はその家族の自動車購入に必要な資金

(補助金の額等)

第6条 前条に規程する補助金額は労金の融資実行額に対してかかる日信協の信用保証料の1/2以内で、かつ10,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は生活資金信用保証料補助金交付申請書に融資が実行されたこと等の労金の証明書を添え、融資が実行された日から2ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 会長は前条の規程により提出された申請書の内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

(交付の停止)

第9条 会員が規約に基づく会費の納入を怠っているときは、会長は当該会員に対する補助金の交付を停止することができる。

(取消し及び返還)

第10条 会長は会員が不正な行為によって補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全額、または一部を返還させるものとする。

附則 この規程は平成8年10月1日から施行する。

生活資金信用保証料補助金交付申請書

富士吉田市勤労者共済会
生活資金信用保証料補助金交付申請書

富士吉田市勤労者共済会会長 様 _____ 年 月 日

事業所名 _____

会員氏名 _____ 社印

会員番号

--	--	--

 -

--	--	--

富士吉田市勤労者共済会融資あっせん事業実施規程より、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金申請額 _____ 円
※ 補助保証料の1/2以内(10,000円上限)

2 振込先

銀行名	支店名	口座番号	口座人名義
銀行	本店	普通	フリガナ
金庫		当座	
組合	支店	貯蓄	
電話番号	()	-	

※ 記入漏れ、ミス無いようお願い致します
記入ミスによる振込不行の場合、別途手数料がかかります事をご了承下さい

労働金庫記入欄

融資金額	償還年数	回数	信用保証料
円	年	回	円
区分	1. 結婚 2. 出産 3. 教育 4. 医療 5. 葬儀 6. オートローン		
原因者	会員との続柄()		

上記について、平成 年 月 日付で融資を実行し、信用保証料が
(社)日本労働勤労者信用基金協会へ支払われたことを証明します

_____ 年 月 日 中央労働金庫 印

※ 融資が実施された日から2ヶ月以内に提出して下さい

確認書

富士吉田市勤労者共済会

確認書

富士吉田市勤労者共済会会長 様

年 月 日

事業所名

会員氏名

社印

会員番号

□	□	□	—	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

中央労働金庫の融資の申込みをしたいので下記事項について確認願います。

勤続年数	年 月	融資申込額	万円
※年 収	円	資 金 使 途	
家 族 状 況	1. 配偶者有(扶養家族3人以内)	住 居 状 況	1. 本人持家
	2. 配偶者有(扶養家族4人以内)		2. 家族持家
	3. 独身者 (親と同居)	3. 社宅、寮、借家(親と同居)	
	4. 独身者 (親と別居)	4. 借家、借間、アパート	

※ 年収は本人提出の「所得額証明」で確認する

富士吉田市勤労者共済会の会員であること及び上記の事項について証明します。

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印